

資料1 事故等の報告に基づく行政指導と主な改善報告の内容

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な報告内容
北陸信越運輸局	おんたけマネジメント株式会社代表取締役	鉄道部長	H19.12.17	<p>索道輸送の安全確保については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、12月15日、おんたけ2240スキーチャンプー場の御岳ゴンドラリフト・山頂線において支えい索が脱索し、その後、乗客を長時間にわたり搬器内に閉じこめる事態が発生したことは誠に遺憾である。</p> <p>ついては、今回の脱索に関して早急に原因を究明し、再発防止対策を講じるとともに、乗客の早期救助体制、乗客への的確な情報提供及び関係箇所への適切な連絡体制について改善を行い、輸送の安全確保に万全を期されたい。</p> <p>なお、講じた具体的措置については、速やかに文書で報告されたい。</p>	H20.3.26	<p>1. 原因</p> <p>索輪のゴムライナーの摩耗・劣化が進行して損壊・剥離が生じ、そのまま運転を継続したことにより、握索装置及び支えい索が直にフランジ等に接触して接触部の損傷を促進し、その結果、外側のフランジを損傷して脱索したと推定。</p> <p>なお、営業再開前に支えい索を伸ばすために一時緊張圧を設定値よりも高めて運転したことが結果的に索輪への荷重を上昇させることになり、索輪のゴムライナーの摩耗・劣化を加速させた可能性があるものと推定。</p> <p>2. 施設の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 受圧索装置の検査は、従来からの目視確認に加え、索輪の溝の摩耗を測定することとし、測定担当者に対し測定方法の教育を実施した。 (2) 施設整備に係る工事の際は、工事計画等について施工業者と事前打合せを綿密に行う。 (3) 点検結果等を管理者に報告すること及び報告を受けた管理者は担当者への的確な指示をすること等、管理体制をより強固なものとした。 <p>3. 安全管理体制の充実</p> <p>索道技術管理者の上位に新たに索道部長を配置し、当部長が索道技術管理者以下を指導する指揮命令系統とすることにより、社内の安全管理体制を強化した。</p> <p>4. 新たな救助体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 乗客の救助を速やかに行うため、救助の判断を索道停止後速やかに、遅くとも30分以内に行うよう運転取扱細則を改正した。 (2) 事故発生時などの緊急時における体制の見直し、指揮命令系統、各担当者の役割の明確化、関係機関への連絡体制を整備した。 (3) 救助作業は、村役場からの応援を含め確実に8班を構成できる体制とし、シーズン前には、消防、村役場と合同訓練を行う。 (4) 乗客への情報伝達については、情報内容・時機を救助作業要領に規定し明確化した。搬器内無線機は、始業点検時の機能確認及び月1回の検査等の実施により、機器を常時使用可能状態に保つ仕組みを整備した。 (5) 搬器内に、定員分の簡易懐炉等を配置した。

担当局	発出先	発出者	通 知	指導内容	報 告	主な報告内容
関東運輸局	パルコール嬬恋株式会社 代表取締役社長	鉄道部長	H20. 1. 4	<p>索道運転事故の防止については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、去る1月2日、貴社、パルコール嬬恋スキーリゾートゴンドラ山頂停留場において、下り搬器の扉に索道係員の腕が挟まれた状態のまま出発したことにより、当該係員が搬器から落下し、死亡するという索道人身障害事故を発生させたことは、誠に遺憾である。</p> <p>今回の事故について早急に原因究明を行い、再発防止対策を講じるよう厳重に警告する。</p> <p>なお、事故原因及び講じた措置等については速やかに文書をもって報告されたい。</p>	H20. 7. 1	<p>1. 原因</p> <p>索道係員が搬器内の忘れ物を捜索中に自動閉となった扉に腕を挟まれたことが原因と推定。</p> <p>2. 忘れ物への対応の変更および周知徹底</p> <p>(1) 降車係に無線機を常時携帯させる。</p> <p>(2) 忘れ物の問い合わせを受けても持ち場を離れず、到着側駅舎の運転係に無線連絡して、到着駅の待機している係員が忘れ物の確認を行う対応方法に変更し全従業員に周知徹底した。</p> <p>3. 係員教育に対し以下の内容の再教育の実施</p> <p>(1) 搬器扉の開閉時には常に注意すること。</p> <p>(2) 持ち場を離れるときは、業務の引継ぎを確実に行うこと。</p> <p>(3) 運転中に索道施設の点検、確認を行う必要が生じた際には、運転を停止する等、安全に万全を期すこと。</p> <p>(4) 索道係員に必要な施設の構造及び取扱について、臨時雇用の係員を含め周知。</p>

資料2 輸送の安全を確保するための取組みが適正かどうか等について確認した保安監査における行政指導に対する主な改善報告

担当局	発出先	発出者	通知	指導内容	報告	主な改善報告内容
北海道運輸局	株式会社 阿寒ロイヤルバレイ	北海道運輸局長	H19.8.15	<p>平成19年8月6日及び7日に実施した保安監査の結果、索道の整備に関する規程が遵守されていないこと等が認められた。</p> <p>これは、貴社の安全統括管理者及び索道技術管理者としての輸送の安全の確保に対する取り組みが十分でなかったといわざるを得ない。</p> <p>よって、安全の確保について経営トップ自ら率先して再確認するとともに、併せて下記の事項について改善を指示する。</p> <p>〔指示事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 安全管理規程に基づく安全統括管理者及び索道技術管理者の職務を遵守し、適正な業務体制を構築すること。 定期検査の確実な実施並びに実施結果に基づく使用の可否の判断を的確に行う等、安全を最優先とした経営管理部門から現場に至るまでの施設管理体制を再構築すること。 索道整備細則に定める検査を確実に実施し、その結果を記録すること。 	H19.9.12	<ol style="list-style-type: none"> 安全管理規程を見直し、社長の索道技術管理者兼務を取りやめ、新たに索道技術管理者を選任し業務体制の再構築を図った。また、これに伴い安全管理規程に関しても改正して提出した。 定期検査においては、実施日を予め定めて会社内に周知し、始業点検、1月検査、12月検査を新しい業務体制に基づき、平成19年度スキー場オープン当初より確実に実施するとともに、使用の可否の判断についても索道技術管理者が的確に行い、点検簿にその結果を記録する。また、索道技術管理者は、検査結果を安全統括管理者へ報告し、現場と管理部門の意思の疎通を図りながら、安全を最優先とした事業運営を行う。尚、検査の実施状況については、定期的に写真撮影を行い、検査の記録とあわせて保存する。 索道整備細則に定める検査について索道技術管理者から従業員へ周知を図るとともに、検査項目・検査方法の再確認を行い、整備細則に基づいて確実に検査を実施する。尚、平成19年度より索道整備細則に関する説明会をスキー場オープン前に2回実施する。また、検査の記録については、索道技術管理者が確実に記録する。

資料3 事故等の再発防止のための行政指導（通達）

3-1 索道施設及び緊急時における連絡・救助体制の点検について

3-2 索道の安全輸送の確保について（注意喚起）

国鉄施第67号
国鉄安第70号
平成19年12月18日

各地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局 施設課長

安全監理官

索道施設及び緊急時における連絡・救助体制の点検について

平成19年12月15日、長野県木曽郡王滝村のおんたけマネジメント株式会社の自動循環式普通索道において、索輪から支えい索が外れ、停止した搬器内に多数の乗客が残され、復旧作業を優先したこと等から乗客の救助に多大な時間を要する事案が発生した。

原因については、現在調査中であるが支柱の索輪に摩耗による破損が生じていることが確認されている。

年末年始の輸送等に関する安全総点検の期間中にこのような事態が生じたことは遺憾である。

ついては、下記事項の再点検を行うよう、管内索道事業者を指導されたい。

記

1. 施設点検の確実な実施

- ・始業時及び定期検査における施設点検を確実に実施すること。

2. 緊急時の連絡体制の確認

- ・緊急時における関係機関への迅速かつ確実な連絡体制を確認すること。

3. 救助体制の確認

- ・応援を含めた救助体制の確認及び救助設備を点検すること。
- ・保安装置が異常を検知した場合には、適切かつ速やかに運転再開の可否を判断すること。
- ・施設故障時には、復旧作業とともに救助体制への移行についても的確に判断し、速やかに乗客の救助を行うこと。

国 鉄 安 第 7 2 号
平成 20 年 1 月 4 日

地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局 安全監理官

索道の安全輸送の確保について(注意喚起)

索道の安全輸送の確保については、機会あるごとに注意を喚起してきたところであるが、去る1月2日、パルコール嬬恋株式会社の自動循環式普通索道の山頂停留場において、臨時雇用の降車係が、旅客の忘れ物を確認中に搬器の扉に挟まれ、そのまま出発し停留場外で停止した搬器から雪面に落下して死亡するという索道人身障害事故が発生した。

原因等については調査中であるが、搬器内の確認を行った際の取扱いが不適切であったものと推定される。

ついては、乗降場における索道係員に対し下記事項等を徹底し、索道の安全輸送の確保に万全を期すよう、貴管下の索道事業者を指導されたい。

記

1. 搬器扉の開閉については、常に注意を払うこと。
2. 持ち場を離れるときは、業務の引き継ぎを確実に行うこと。
3. 運転中に索道施設の点検、確認を行う必要が生じた際には、運転を停止する等、安全に万全を期すこと。
4. 臨時雇用の係員を含め、索道係員に必要な施設の構造及び取扱いを周知徹底すること。